

第128号

会報

令和5年1月

ふくおか



福岡県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表紙写真説明

「広報活動」

撮 影 日 2022年11月18日
(広報部 野田馨部長 による撮影)

説 明 日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会において11月の大相撲九州場所の15日間、
土地家屋調査士の懸賞旗を掲げて広報活動をしました。

目次 Contents

新年のご挨拶	会長 日野 智 幸	1
新年の御挨拶	福岡法務局長 大手 昭 宏	2
新年のご挨拶	日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡 田 潤一郎	3
令和3年の民法および不動産登記法の改正による相続法ルールの変更	西南学院大学法学部 教授 宮 崎 幹 朗	4
小言幸兵衛の見た安土京都の謎解きの旅	西福岡支部 山 本 繁 樹	7
日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会	総務部長 山 本 宰 三	12
仮換地の建物表題登記の手法	社会事業部理事 秀 島 昌 孝	13
社会貢献活動 北九州支部 「市民いっせいまち美化の日」参加報告	北九州支部	14
社会貢献活動 久留米支部 第35回筑後川河川美化「ノーポイ運動」に参加して	久留米支部	15
新入会員の紹介	総 務 部	16
補助者に関する届出等について	総 務 部	19
<県会ホームページ>会員専用サイトへのログイン方法	事 務 局	20
会長会務日誌	事 務 局	22
編集後記	広 報 部	



新年のご挨拶

会長 日野 智 幸

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、令和5年の新年を穏やかに迎えられましたこと、心からお慶び申し上げます。

また、日頃から県会の会務運営と役員及び事務局職員に対するご支援とご協力を賜り、改めて感謝と御礼を申し上げます。

まずは、令和5年4月1日より「民法等の一部を改正する法律」の施行についてです。所有者不明土地問題解決を目的として、民法、不動産登記法を含めたいくつもの法律が改正されます。主な改正される点は、「相隣関係」「共有制度」「所有者不明土地管理制度」「相続制度」であり、これらの改正により、土地利用の円滑化が図られます。また、新たな財産管理制度が創設されます。これは、調査を尽くしても所有者やその所在を知ることでできない土地・建物について、利害関係人が地方裁判所に申し立てることにより、その管理人を選任してもらうことができる制度です。管理不全状態にある所有者不明土地が、全国的な社会問題となっているなか、我々土地家屋調査士が不在者財産管理人として、その実務に携わることは、我々土地家屋調査士の職能への期待の表れであると思われまます。当会としましても、各方面にアンテナを張り、情報収集を行い会員の皆様へ情報を発信していきたくと思ひます。

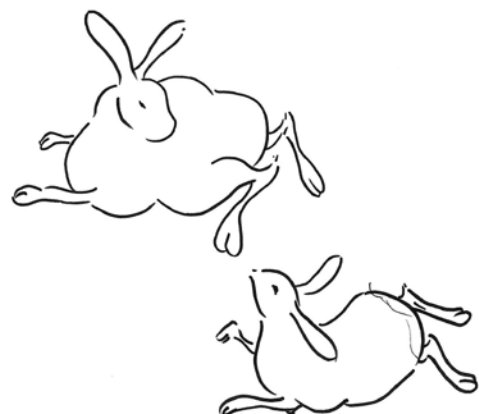
改めまして、土地家屋調査士法の改正を受け、令和3年度よりスタートした年次研修を受講していただけたか？ここ数年減っていた一般の方からの苦情が若干ですが、増加傾向になっています。我々土地家屋調査士は、あらためて国家資格者としての高い資質や倫理が求められています。同じ土地家屋調査士として役員の立場上会員に事情聴取し、時に注意指導することは非常に心苦しいものです。年次研修の

意義と内容を十分理解し、今後そのような案件が減少することを切に祈ります。

一昨年5月に会長に就任して以来、会員の皆様に直接お話できる機会が持てず非常に忸怩たる思いでおります。しかし、少しずつではありますが、感染症対策を取りつつ、理事の皆様や支部長の皆様と懇親会等を開催したりしました。さらに、私の地元の西福岡支部の研修会等も参集して開催されましたので出席し、皆様の元気なお姿を垣間見ることができて安堵したところです。今年県の総会では、ぜひとも皆様のお姿やお声に接することが出来ますよう、この困難を乗り越えることを祈っています。

今年の干支である兎年は「飛躍」や「向上」の年と言われます。今年も烏飛兎走な1年になると思われまます。全ての会務運営に対し誠心誠意、獅子博兎で対応して行きたいと思ひます。残り4カ月ほどの任期となりますが、最後までよろしくお祈りします。

最後になりましたが、会員の皆様、ご家族、事務所職員の方々にとりまして、今年一年がご健勝で明るく飛躍の年になりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



新年の御挨拶

福岡法務局長 大手昭宏

新年明けましておめでとうございます。

福岡県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、つつがなく新年を迎えられたことと心からお喜び申し上げます。また、貴会及び会員の皆様には、平素から不動産の表示に関する登記を通じ、不動産登記制度の充実・発展と登記行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年夏、新型コロナウイルスのB A. 5系統への置き換わりによる新規陽性者数の急速な増加に伴い、診療・検査医療機関等の外来診療を中心に医療機関等への負荷が急速に高まり、また、従業員が感染者や濃厚接触者となることにより業務継続が困難となる事業者も増加しました。感染拡大への対応については、社会経済活動をできる限り維持しながら、感染防止策に取り組むこととされており、福岡法務局としては、引き続き、感染症対策を十分に講じながら、適切な組織運営を行っていくこととしています。この点、会員の皆様には、感染防止に有効な非接触型の事務を可能とする登記のオンライン申請の利用に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、御承知のとおり、所有者不明土地問題の抜本的な解決のため、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月に成立・公布され、本年4月1日には、所有者不明土地管理制度等が、同月27日には、相続土地国庫帰属制度がそれぞれ施行されます。

会員の皆様には、これまでも、表題部所有者不明土地解消作業において、所有者等探索委員となるなどして御協力いただいているところですが、新たな制度等を実り多いものとし、国民の関心と期待が大きい所有者不明土地問題等に関する諸施策を更に推進するには、今後とも貴会及び会員の皆様の御尽力が不可欠でありますので、引き続きのお力添えをお願いいたします。

また、平成の時代から引き続き行われています登記所備付地図の整備に関しても、その重要性は一層増しており、地積調査事業における寄与を含めてこれまで以上の御尽力が望まれています。

加えて、昨年は、令和4年4月14日付け法務省民二第535号民事局長通達「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いについて」が発出されたことから、当局の土地建物実地調査要領の改正に向けて、貴会と協議を重ね、同年8月31日付けで同要領を改正し、同年9月30日から施行しているところです。今回の改正では、筆界確認情報の提供に関して、当該通達等の趣旨に沿った見直しを行っているところ、改正後の実地調査要領が円滑に運用されるためには、会員の皆様の御理解と御協力が必要不可欠なものとなりますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

土地家屋調査士の皆様の活躍の場が大きく拡大している近時の状況において、令和2年8月には改正土地家屋調査士法が施行され、土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とすることが明確にされましたが、刻々と変化する社会情勢の中、今後の新たな制度等における皆様の役割はますます重要となっております。

法務局においては、所有者不明土地問題の解消に向けた相続登記の促進はもちろん、新しい制度を幅広く推進していくために、より一層効果的な広報に取り組むとともに、貴会及び会員の皆様と連携・協力し、引き続き、国民から期待される登記行政を推進していく所存ですので、本年もよろしくようお願い申し上げます。

最後に、貴会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げ、新年の挨拶といたします。



新年のご挨拶

日本土地家屋調査士会連合会

会長 岡田潤一郎

新年、明けましておめでとうございます。

福岡県土地家屋調査士会員の皆様方におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。また、日頃から日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）の活動に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この数年は、社会全体において新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらの毎日でした。福岡県会の皆様におかれましても、日々の業務や生活面等々に感染対策と創意工夫を凝らして過ごされていることと推察いたします。

ところで、昨今の専門資格者の社会的評価について、社会貢献活動を抜きに語ることはできません。連合会といたしましても土地家屋調査士としての能力を生かした社会貢献活動は、重要な要素だと考えています。これまでも、連合会は、全国の単位会の協力の下、地図づくりの主たる担い手の立場から、経済効果や自然災害への事前復興などの多角的な視点から、地図づくりの有用性と重要性を社会に対し、強く、広く発信してきたところですが、今後においても、会員の皆様とともに自分たちの組織の歴史と情報を共有することにより、意識の共有につなげ、更には行動の共有へと進行し、未来を共有し、社会貢献活動を継続することが、土地家屋調査士制度と国民生活をつなぐ大いなる架け橋となるものと理解しています。

さらに、所有者不明土地問題に関連する一群の法整備として、土地基本法の一部改正による土地所有者の責務の規定、民法の一部改正による相続登記の義務化、相続土地国庫帰属法の創設等、国民生活に影響を及ぼす事態が想定される法整備がされています。これらの潮流は、私たち土地家屋調査士が、所有者不明土地問題解決に資する専門職者としての期待を背負うことを意味すると考えており、社会に安定した生活を提供する職責を全うするため、連合会としましても全力で対応する覚悟であります。

また、地球規模で掲げられている持続可能な開発目標（SDGs・目標11住み続けられるまちづくり）をも念頭に入れた活動として、狭い道路の解消に対し、緊急車両等の乗入れ困難な道路環境の整備、災害時の避難経路の安全確保等、土地家屋調査士としての経験と能力を生かした方策を提言し、実行することにより地域防災と地域互助に寄与することは、土地家屋調査士を核とする組織として必然とも言えます。

これら、様々な社会的変化を隣接法律専門職として、また不動産の表示に関する登記の専門家として、さらには土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、正しく国民の皆様伝えていく責務が、私たちには課せられていると理解しています。

以上のような動向からも、昨年に引き続き本年も土地家屋調査士制度に対する社会からの期待に応えるよう、まさしく正念場ともいえるべき年であるとの認識が大切であると存じます。

そして、全国土地家屋調査士政治連盟とも強力に連動し、活動体制を整えていきたいと考えていますが、福岡県会の皆様におかれましても、土地家屋調査士政治連盟の必要性・重要性に対し、更なる御理解と御協力をお願いします。

最後に、新しい年が、福岡県土地家屋調査士会員の皆様にとりまして、明るく希望に満ちた一年となりますよう祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

令和3年の民法および不動産登記法の 改正による相続法ルールの変更

西南学院大学法学部

教授 宮崎 幹朗

1 はじめに

以前の会報ふくおか126号でも指摘しましたが、所有者不明土地問題対策の一環として、検討されていた民法と不動産登記法の見直しがまとまり、令和3（2021）年4月、「民法等の一部を改正する法律」が公布されました。

所有者不明土地問題がクローズアップされ、政府は、所有者不明土地対策を重要課題として、改正の具体的方向性を示して、段階的な制度改正に取り組むことを明らかにし、これを受けて、法務大臣は、法制審議会に対して民法および不動産登記法の改正に関する諮問を行っていました。平成31（2019）年2月、法制審議会は、民法・不動産登記法部会を設置し、検討を重ねた結果、「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正等に関する要綱案」を作成し、「民法等の一部を改正する法律案」と「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」が令和3年の通常国会に提出され、同年4月、成立・公布されるという経緯をたどりました。

2 所有者不明土地（建物）管理制度と管理不全土地（建物）管理制度の導入

所有者が不明な土地や建物の解消を目的として今回導入されることになったのが、所有者不明土地管理制度と所有者不明建物管理制度です。そして、土地や建物の管理がされず放置されているため周囲に損害を生じさせている状況に対応するため創設されたのが、管理不全土地管理制度と管理不全建物管理制度です。所有者不明のまま放置されている不動産への対処としてどれだけの効果が発揮できるのか、注目に値するところです。

所有者が不明な土地について、利害関係人の

申立てにより、裁判所が管理人を選任することができることとなります（民法264条の2）、建物所有者が所在不明などの場合には、土地とは別に建物管理人を選任できることとなります（民法264条の8）。また、管理が不適当な土地や建物であるため、他人の権利や利益を侵害する恐れがあるときに、裁判所が土地（建物）管理人を選任することができることとなります（民法264条の9、264条の14）。

所有者不明土地・建物の場合には、管理人選任の条件としては、必要な調査を尽くしても所有者の所在を知ることができなかつたという要件が必要ですが、必要な調査とは何かは問題となります。登記簿上の住所宛に郵便を送ったが、宛先不明で返送された場合には、弁護士等を通じて住民票や戸籍附票などの調査をし、親族等に連絡したが、所在が判明しなかつたということまでする必要があるのかどうかについては、議論があるところです。

選任された管理人は、土地または建物について、独占的な管理権および処分権を有することになります（民法264条の3第1項など）。このことによって、本来の所有者が土地または建物の管理権や処分権を失うこととなります。この点に注目して、これまでの所有権の絶対性に関する考え方が変更されたという指摘もあります。これに対して、所有権の社会性・公共性の観点からは当然という考え方もあります。

3 共有に関するルールの改正

共有に関する部分ではかなりの改正がありました。これまで、共有物の管理・利用・処分については共有者全員の合意を前提としていましたが、共有者の一部が不明あるいは所在不明



であるため、共有者間の協議することもできず、財産の管理・利用・処分に支障をきたしている例が多くありました。そこで、所在不明者がいる場合の共有物の管理に関する事項の決定などを容易にするための制度を創設することや裁判所による共有物分割制度を整備することなどを含めて、共有物の管理については共有者の過半数の同意によって行うことができるようにするなど、所在不明者がいる場合の共有関係の処理の方策などが定められました。

4 相隣関係に関する改正

相隣関係に関しては、これまで問題点が指摘されてきた隣地の使用（民法209条）や竹木の枝・根の切除（233条）などに関する改正がなされました。そのほか、ガスや水道等の継続的給付を受けるための設備の設置に関する規定（213条の2、213条の3）が新設され、他人の土地へのライフラインの設置の権利が認められたこととなります。

5 相続法の改正

不動産登記簿上、所有者不明の土地や建物が生じる原因の一つとして指摘されてきたのが、権利者の死亡後、未登記のまま放置されていたことがあげられます。相続人が複数の場合には、遺産分割手続きが必要であり、その協議が難航している場合もよく見られました。そこで、不動産登記簿上は、所有者不明状態を防止する観点から、遺産分割協議を促進させる仕組みを設け、一部の相続人が所在不明の場合の遺産共有関係の解消のための制度を導入するなどの改正が行われました。

相続人間で遺産分割協議が進まず、不動産が放置され所有者不明状態になっていることも多く、今回の改正審議では、遺産分割に関する期間制限も議論されていました。最終的には、相続開始から10年が経過した場合には寄与分等の主張ができなくなるという規定を設けました（民法904条の3）。これによって、相続開始から10年が経過すると、原則として、法定相続分に従った遺産分割しかできなくなるということになります。一般的には、法律が改正された場合、施行日以降

に適用されるのが原則ですが、この規定については、経過措置が設けられているものの、施行日以前の相続にも適用されることになっています。この点には注意が必要です。

相続財産の管理については、一般的な規定はなく、それぞれの場面に对应して定められていました。たとえば、いわゆる熟慮期間内であれば、相続人は管理人を選任することが可能でしたが、この期間が過ぎると相続人自身が管理することが原則となっていました。また、これまで「相続財産管理人」と呼ばれる制度は、相続人不存在の場合に用いられていて、基本的に相続財産の管理は相続人の責任とされてきました。今回の改正では、相続人不存在の場合に選任されるのは「相続財産の清算人」という用語で説明されるようになり（民法952条1項）、それとは別に一般的な相続財産の管理人制度を規定化しました。利害関係人や検察官の請求によって、家庭裁判所は相続財産保存のためにいつでも財産管理人を選任できるという制度が設けられました（民法897条の2第1項）。この管理人は、相続財産の保存行為、相続財産の性質を変えない範囲内の利用・改良行為を行うことができる権限を与えられています（民法897条の2第2項）。

もちろん、所在不明の相続人がいる場合には、一般的な所有者不明土地（建物）管理制度を利用することができますし、相続財産に含まれる不動産の管理が不適切な場合には、管理不全土地（建物）管理制度が利用できることとなります。

6 不動産登記法の見直し

これまで、共同相続における法定相続分に基づく共同相続登記については、共同で行うのが原則となっており、例外的に各相続人が単独でできることが認められてはいたものの、遺産分割の結果、あらためて登記が必要となることから、共同相続登記はあまり利用されていませんでした。

今回の不動産登記法の改正によって、相続によって不動産の権利を取得した者は相続開始から3年以内に相続登記を申請しなければならないとし（不動産登記法76条の2第1項）、罰則規定も設けられました。しかし、罰則によって登記申請を促進させることは望ましくないという批判

もあって、登記のメリットを強調する制度が設けられました。これが「相続人申告登記」制度です（不動産登記法76条の3）。法定相続分に基づく法定相続登記ではなく、自分が相続人の1人であることを登記官に申告するというもので、申告を受けた登記官が職権で登記することになります。この申告自体は、各相続人が自分で行うことができ、登録免許税も課されないことになっています。また、この申告登記によって、相続登記の義務を果たしたものとみなされます（不動産登記法76条の3第2項）。もちろん、申告登記を行った後で、遺産分割の結果、当該不動産の権利を取得した相続人は、遺産分割の時から3年以内にその旨の登記をする義務を負うことになります。

また、今回の不動産登記法の改正によって、権利者の氏名・住所の変更登記が義務付けられました（不動産登記法76条の5）。

7 相続等により取得した土地所有権の国家への帰属に関する法律

今回の改正議論の中では、「土地所有権の放棄」に関する規定の新設も議論されましたが、一般論として所有権の放棄を認めるのは適切ではないとして、最終的に「相続等によって取得した土地所有権の国庫への帰属」という制度が設けられました。限定的な範囲に限られますが、土地所有権を手放すことが可能になったわけです。相続または遺贈によって土地を取得した者だけが申請できます。また、土地上に建物がないこと、土地上に担保権や用益権が設定されていないこと、他人の利用権が設定されていないこと、土壤汚染がないこと、土地所有権の存在や範囲に関する争いがないことなどの要件を満たしている場合のみが対象となっているため、活用される場面は限られています。

8 おわりに

以上のように、所有者不明不動産問題への対処として行われた土地所有や相続に関する民法および不動産登記法に関する今回の改正を見ました。共有に対する考え方や相続と登記に関する考え方が大きく変化することになり、国民の生活にもかなりの影響を与えることになりそうです。これまでも、所有者不明・管理不全の土地や建物に関してさまざまな問題が指摘されてきましたが、今回の改正によって、ある程度スムーズに処理できる場合も出てくるものと推測されますが、今後の運用に注目したいところです。





小言幸兵衛の見た安土京都の謎解きの旅

西福岡支部 山本繁樹

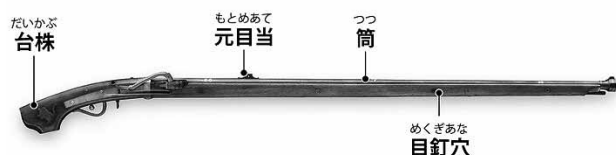
長く生きていて何が楽しいかと云えば、今まで分からなかったことが分かるようになった時であり、好奇心を満たしてくれることは、ポケ防止にも大いに役立つと考えている。

火縄銃は何であんなに構えにくい台尻になっているのだろうかと思議でたまらなかった。

国立博物館で火縄銃を見た時に、その件を説明要員に質問したが分からないという。

ある時、戦国時代の武器という本を見てみると、種子島で伝わったのはヨーロッパ主流の銃ではなく、東南アジアで使われていた鳥撃ち銃と呼ばれるものと分かった。鎧兜で武装した戦国武将には願ったり叶ったりの形状であったからすぐに流行ったものと思われる。

この様に本で分かることもあれば、現地に行かないと分からないこともある。



☆持ちにくい火縄銃じゃにやあ。

ポンペイ遺跡で亡くなった人達が多かったのは、金銀財宝を積み込むのに時間がかかったためだと評論する解説があった。現地に行ってみると、噴火したヴェスヴィオ火山はポンペイから9kmも離れており、私が眺めてもまさかここまでは被害も及ぶまいと考える距離であった。大方は別荘として使った邸宅であり夏も過ぎて所有者はローマに戻っており、残った使用人が管理している状態だったので、ほっぽりだして逃げ出すわけにはいかなかったに違いない。

先程の評論は、おそらく現地に行ったことのない人の発言だと思った。

今回、原付2種を使って、安土・京都の謎解き

の旅に出ることにした。門司からフェリーに乗り大阪港からスタートし、帰りは自走で自宅まで帰り着くという計画である。以下はその計画であるが、全てを書くと膨大になるので、その一部を紹介することにした。

第1日目 船泊

第2日目 ①伊藤忠兵衛記念館 ②安土城跡見学

第3日目 ③下鴨神社 ④二条城 ⑤方丈の庵跡
⑥平等院

第4日目 ⑦寺田屋 ⑧三十三間堂 ⑨清水寺
⑩六角堂

第5日目 ⑪緒方洪庵の適塾 ⑫姫路城
⑬備中高松城

第6日目 広島泊後福岡への帰路

【信長は自力で安土城天守閣まで登ったのか】

正面から天守閣跡まで急いで登っても優に30分はかかる。

果たして信長はこんな効率の悪いことをしていたのだろうか。

きっと馬で駆け上がるとか横向きの籠で運ばせたのではないのだろうかという疑問をかねてから持っていた。

受付そばに自由に使える杖が常備されている。その内の1本を手に取り登り出したが、下って来る観光客は2本手にしている。

しまった、2本持って登るべきだったと後悔するほど急な石段だった。因みに一番高そうな石段を測ってみると50cmもあった。

これでは戦国時代の小柄な馬や横向きの籠は無理だと直感した。

最初受付で、その質問を試みたら琵琶湖側から船を着けて馬で駆け上がったかも知れないという。ついでに山城ではまず井戸を掘るのが一般的だが、ここには井戸は1つもないという。

裏が琵琶湖だから水には事欠かないとの説明を受けた。



☆天守閣跡は基礎石だけが残る。

天守閣跡から反対側を見ると確かに琵琶湖を見渡すことが出来る。明治26年の地図は干拓前で直ぐ側まで湖が押し寄せて来ている。安土城のあるこの場所は琵琶湖に突き出した小高い半島なのだ。

琵琶湖の対面には坂本城があったので、京都にいる貴族や要人達は坂本城まで移動し、ここから船で安土城に入ったのではないだろうか。そう考えれば、飲料水や宴会に必要な海の幸山の幸は、裏山斜面から馬で運ばせたのも納得する。第一用心深い信長が敵に攻められた時に逃げ道を作らないはずはない。正面から攻める敵に対しては、入口近くに陣取っていた羽柴秀吉らに守らせながら信長自身は馬で裏山を駆け下り船で坂本城まで逃げる計画ではなかったのか。学者ではない年寄りの空想ではあるが、現地に望んで十分に腑に落ちた。



☆天守閣跡から遠く琵琶湖方面を望む。

【二条城の永久継続の差別的謁見とは】

二十数年前に雑誌の記事で、行政書士で入管専門家として成功し補助者を百数十人抱えている人が、しがないサラリーマン時代に二条城を見学して、将軍への謁見場所が、外様、譜代、親藩

で違っていったという。二百年以上経っても差別を受けたままで、自分も同じように上へ上がることはないのだと感じて、独立を決心したとあった。

本当のことだろうかとの疑問と好奇心が湧いていた。



☆二条城入り口
菊の紋を剥がすと葵の紋が出るそう。

2時間で400円のバイク駐車料金を払い、2時間で見学が終了するのだろうかとの心配していたが、見学は30分で終わり、あと30分は女性学芸員を質問攻めにしていた。

二の丸御殿は大まかに4ブロックに別れており、入り口から遠待の間、大広間、黒書院、白書院と続き、入り口の遠待の間でしか謁見できない大名がいて、更に奥の大広間まで行ける大名がいる。

更に黒書院まで行ける大名がいたという。白書院は将軍のプライベート空間で寝室などがあったという。

露骨に外様大名謁見の間とはなっていないが、黒書院まで行ける大名はどの部屋も通れたという。やはり記事にあった通り差別的謁見は行われていたのだと確認した。

遠待の間で謁見を待つ外様大名は、狩野探幽が書いた今にも飛びかかりそうな虎の絵の前で何時間も待つことになる。どうも恐怖を与え萎縮させようとの狙いがあったようだ。

この廊下は驚張りになっていて、忍者や曲者が通ると、キュ、キュと音が出て、侵入者を確認出来ると昔聞いていたが、どうも違うらしい。廊下は釘を使わず、かすがいだけで留めてあるから単なる劣化で緩んで音が鳴るだけらしい。入り口の遠待の間が1番幅広の廊下でここが1番音が鳴り、将軍のいる白書院ではほとんど音が鳴らない。セキュリティーの観点からいえば明らかに逆で、これは劣化によるもので、驚張り



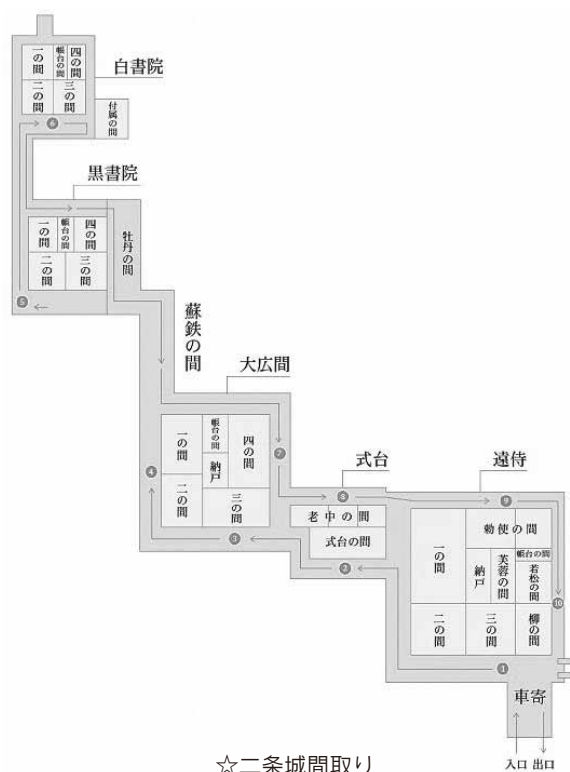
は後付のことだと女性学芸員は解説してくれた。

大政奉還は大広間の一の間、二の間で行われた。将軍や大名の人形がその時の模様を再現していたが、一の間には将軍が一人、二の間には大勢の大名が頭を下げている。

畳の数を数えると一の間は4列12行の48畳あり、一段下がった所に二の間があり4列11行の44畳になっていた。数え間違いかと思って何度も数えたが、間違いではなかった。

偉く見せようと将軍席に奥行きを広く取った造りになっていた。

畳の数を数える暇人は、この小言幸兵衛以外はおるまいと思った。



【鴨長明の自活生活とは】

三大随筆と云われる方丈記を書いた鴨長明は、終の棲家として京都日野に3m四方の方丈庵を造って、54歳から没する62歳まで約8年間住んでいた。

方丈庵のレプリカが下鴨神社にあるのでまず見学する。ここには詳しい資料も展示してあり、彼を理解するにはまずここに立ち寄るべきだと思う。長明は「ちょうめい」と呼んでいたが、本当は「ながあきら」が正しい。竹で編んだふすまみたいなもので組み合わせて作られていた。何故復元できたかという方丈記の中に、図面はないが詳しくレイアウトが書かれていたため

ある。真ん中に囲炉裏があったが、これは暖房や煮炊きに必要だとの考えからあえて作られたそうだ。

この方丈庵は日野の山奥の巨岩の上に建てられていたという。基礎を打ったりするのに巨岩の上はなかりと疑問を持っていた。現地の日野に行くと、途中からはスクーターでも行けない山道になった。矢印の案内に沿って登るが険しすぎる。ここで足を滑らし斜面を転げ落ちたら発見されるのは1ヶ月後かと思うと恐ろしくなった。もう少し登ったら諦めようと思った時に、やっと方丈庵跡の巨岩が見えてきた。なるほど斜面ばかりで平地がないから巨岩近くの平地に建てるしかないのかと納得した。



☆簡素な方丈庵のレプリカ

専門家の解説によると牛車2台で簡単に引っ越しが出来るパネル方式だとあったが、これは現地日野を確認していない人のコメントだと思った。ここに家を建てるには、人力で運ぶしか方法がないのだからパネル方式にならざるを得ない。しかも同じ場所で没するまで住んでいたのだから最初からこの場所が気に入っていたのだろう。

鬱蒼とした斜面しかない山の中に住むとは、よっぽどの人間嫌いであったのだろうと思った。解説によると親戚や友達に無心をして生活費を賄っていたとあるが、8年もの間無心に伝えてくれるような奇人な人がいたのだろうか。素人考えで恐縮だが、彼は和歌の選者であり、琵琶の名手でもある。時々山を降りて、和歌の添削とか琵琶の手ほどきとかの家庭教師をして生活していたのではないかと思いを巡らした。ちなみに、ここから二条城までは14kmもある。都の中心部まで徒歩で山道の往復だとかなりの重労働である。昔の人は健脚だったのだと感心した。



【三十三間堂の通し矢競技とは】

京都蓮華王院は、長方形の建物に柱の数が33柱あることから一般的に三十三間堂と呼ばれている。ここで江戸時代以前から通し矢という競技が行われていたらしい。

中学生の時、国語か美術の先生がある侍が競技中に全く矢が通らなくなったのを見て、年老いた侍が脇差を抜いて、その侍の肩にぶすりと刺してうっ血を除いてやると腕が軽くなりその後はスイスイと矢が通ったという。腕の刀傷が痛くて、弓を引く所ではあるまい、止血はどうしたのだろうと中学以来疑問の1つであった。

年長のお坊様に早速尋ねてみると、「いろいろな伝承がありますがその様な話は記録にはありません」とのことであった。時代劇小説のフィクションをさもありません先生は得意げに喋ったのだと思った。

本堂内の端っこにイラストの矢が書いてあり、ここから打ち放しました。出口付近には、ここが最後の所ですと説明してあったが、本当に本堂の中で矢を打ったのだろうかかと疑問が生じた。

実際は外にある縁側で競技は繰り広げられていた。競技に使われていた弓は持ち手が中央よりかなり低い位置にあり、座って引いていたという。



120mの所にのれんのような物を置き、ここを矢が通る度に太鼓を鳴らし、それをカウントしていたという。縁側の上には軒があり、遠くに飛ばすためには45度方向に矢を射ることになるが、低い位置からでなければ、不利となる。従って座っての競技で、弓の握り手も中央よりかなり低い位置となる。

矢も特殊な物で、矢じりはなく90cm、20gの重量という。

昼から明るく日の昼までに何本通し矢が通るかを競うのであるが、記録では1万2千本矢を射て、8千本が通ったらしい。

弓は5本ぐらい用意し、弦が緩くなると本堂の柱に弓を押し付けて、メンテナンスをしていたという。「柱にその傷跡がありますよ」と言われたが、確認できなかった。矢も850本ぐらい用意し、回収して再使用をしていたという。莫大な費用がかかるだろうと思ったら、千両を要したというから藩の援助なしには出来なかった競技であろう。明治になって廃止されたのは、弓の熟練者がいなくなったからと説明を受けたのだが、恐らくはスポンサーがいなかったためではないかと推測した。ほとんどの観光客は表に回って、縁側を見る者もいなかったもので、本堂内で競技が行われたと誤解して帰って行ったに違いない。近くに三十三間堂を見学したことがあるという人達がいたなら通し矢はどこで競技したと思うかと聞いてみるのも面白いだろう。ちと嫌味であろうか。



【清水の舞台から飛び降りるとは】

清水寺成就院日記の資料によると江戸時代に清水の舞台から飛び降りた人は、引き止められた人を含めて234人になるらしい。江戸時代当時は舞台の下は木々が多く茂っており、地面も柔らかい土であったために、死亡者は34人と少なめで



生存率は割と高い。

高さは12mもありビルの4階屋上から飛び降りるようなものである。

何故に飛び降りたのかというと、自殺ではなく病氣平癒や恋愛成就の願掛けのためであり、神や仏が願いを成就してくれるなら命も助けてくれるはずだと飛び込んだらしい。

私も調査士として立派に大成するようにと願いを掛け飛び込んでみようかと思ったが、自分でも大成しないと思っているのに、神や仏が助けるわけもなからうと断念した。(爆)



☆清水の舞台から真下を眺める。

現在では舞台の下は整地されており、カチカチの土になっているから神や仏が助けようと思ってもまず無理であると申し述べておきます。

清水寺の中で、お守りなどを販売しているお姉さんに、清水の舞台は何処ですかと尋ねてみた。「あなたの居る正面です」と言われたが、狭い板張りの斜面であった。

能舞台で「人生50年～下天のうちに比べれば～」と敦盛など舞う大広間かと思いが、こんな斜面の板張りかとかっかりすること請け合いですよ。

観光バスや自家用車はかなり下の方に停めて、自力で清水坂を登らなければならないので、ここを観光するなら足腰の達者な今のうちですよと言いつけておきます。



☆途中見つけた竹中半兵衛の墓

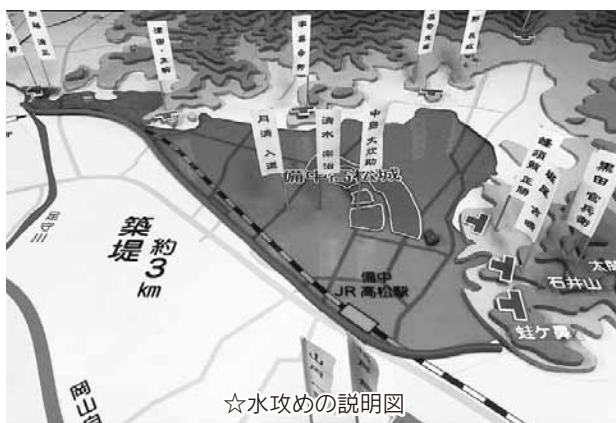
【備中高松城の水攻めとは】

高松城と検索すると四国にある高松城が出てくるが、ここは岡山にある高松城です。

本能寺の変が起こった時に、羽柴秀吉はこの城を水攻めで攻略中であった。高松城をぐるりと囲んで川の水を取り込んだのだろうかとの疑問があった。現地に着いたのは午後4時を過ぎて資料館も閉館しており、説明モニュメントから想像するしかなかった。高松城は湿地帯の斜面に築城されており、そのそばを足守川が流れていた。川に沿って土手を築き、城を中心に平仮名の「し」の字に囲んで、最後に上流で土手の内側に繋いだと考えられる。モニュメントには、本丸7.0mとあり現存築堤8.4mとの説明があった。おそらく軍師黒田官兵衛の配下に偵察部隊や測量部隊がいなければ、この水攻めは成功しなかったはずである。

決して表舞台には出てこないが、測量部隊の活躍が光っていると感じた。

以上は小言幸兵衛の独り言であり、間違った所があっても馬鹿な奴だと一笑に付してお許し頂きたい。長々と読んで頂き、誠に有難うございました。



☆水攻めの説明図

日本土地家屋調査士会連合会 九州ブロック協議会

総務部長 山本 宰三

令和3年度より県会役員の職を仰せつかるまで「キュービー」という響きは聞いた事があったものの、それが表題の「日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会」であるという事は恥ずかしながら意識したことはありませんでした。

そのような私が「日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会」について紹介することは、これまたお恥ずかしい限りなのですがどうぞ宜しくお願いします。

日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会(通称「九B(キュービー)」)は、昭和43年にその規約が制定されまた施行されています。

九Bは、福岡法務局管内の各県の土地家屋調査士会で組織され、各県会が相互に緊密な連絡や協調をとり、共通の問題を調査研究して業務の改善や進歩及び会員の福利厚生を図る事を目的としています(規約第2条)。

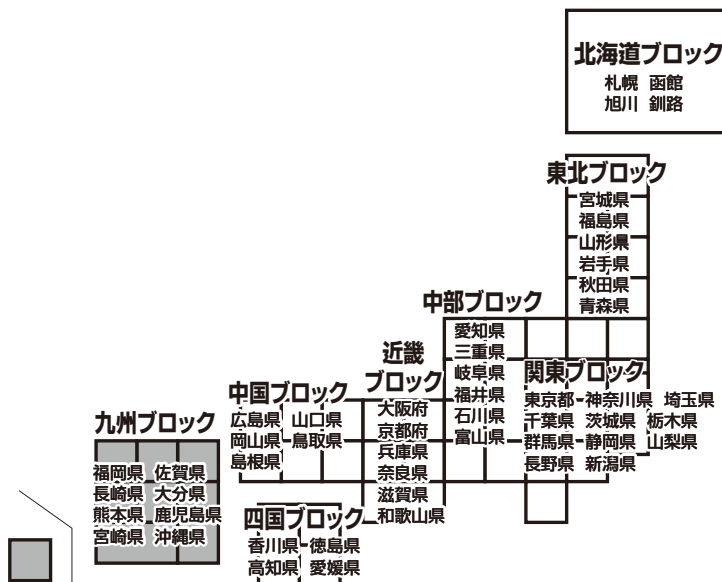
その会議としましては総会と会長会議があり、今年は6月5日(日)に「ホテル日航福岡」にて開催されました。これは九Bが輪番制をしいて行事の開催を行っており、今年の当番会が私たち

福岡会だったためです。

また、去る10月22日(土)23日(日)にはオリエンタルホテル福岡博多ステーションにおいて「九州ブロック協議会各部担当者会同」が開催されました。これは上記規約第2条の目的を達成するための事業として、規約第3条(各構成会の運営並びに業務指導の研究)に基づいて行われるものです。

上記各部担当者会同では、各県会の総務部、財務部、業務部、研修部、広報部、社会事業部の担当者が各部ごとに集まり、日頃の会務運営などについて意見交換を行います。他会の運営方法や考え方が参考になる事もありますし、また同様に福岡会の運営方法や考え方が他会の参考になる事もあるようです。

以上のように九Bは福岡会の会務運営において大変有意義なものです。また、遠い土地の同じ土地家屋調査士の悩みや考え方に触れられる機会は普段無いため、一調査士としても大変意義深いものだと思います。





仮換地の建物表題登記の手法

社会事業部理事 秀 島 昌 孝

皆様こんにちは。日々の業務、誠ににお疲れ様に存じます。

さて、業務の上で、いろんな登記をされると思いますが、今回、仮換地に建つ建物の表題登記について、お話したいと思います。

新興住宅地などでよく土地区画整理事業をやっているところがあります。福岡市西区や、新宮町、福津市、北九州市などなど。

区画整理事業中の土地の上に建っている建物、考えるだけでも面倒くさいものですが、従前の土地（底地）と仮換地の関係さえ分かれば、そんなに難しいものではないと思います。

仮換地の建物の表題登記を受任されたら、区画整理組合という事務所があります。まずそこに行って、仮換地証明書と底地証明書を取得しましょう。

もしかすると依頼者が持っている場合もありますが、仮換地証明書には、仮換地の寸法と面積が記載されています。又、底地証明書には、仮換地の場所が、底地のどの部分に係るのか図面に記載されています。

あとは新築建物が、仮換地のどこに建っているか測量して、底地のかかり方を見て、所在が決まります。建物図面には、まず底地の地番を記載して、その後に福岡都市計画事業〇〇土地区画整理事業施行区域内〇〇街区〇号と記載します。建物の底地の地番が里水道にかかる場合は、〇〇番地先と記載します。

家屋番号は、底地の地番が広く、仮換地上に建物がたくさん建築されている場合は、登記申請の際に家屋番号が変わる場合がありますので注意が必要です。

そして、建物図面に仮換地の形状を実線で描き、底地の形状を点線で描画します。

ここまでできれば一般の建物表題登記と同様です。田舎の方では、なかなか土地区画整理事業をしているところがないと思いますが、仮換地上の建物表題登記はこういう手法で進めていく事を知っておいてほしいです。

分からない事があれば、いろんな調査士先生に聞いてみて下さい。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりたいと存じます。



社会貢献活動

「市民いっせいまち美化の日」参加報告

北九州支部 千坂昇平

北九州支部の社会貢献事業の一環として、令和4年10月2日（日曜日）に北九州市が開催している「市民いっせいまち美化の日」に今年初めて参加し、清掃活動を行いました。

毎年実施されている北九州市の「市民いっせいまち美化の日」は「清潔なまちづくり週間」（10月1日から7日）中の10月2日の日曜日を「市民いっせいまち美化の日」と定め、市民の皆で地域の道路、公園、河川、海浜等のいっせい清掃を行い、令和3年度には参加者数56,982名、ごみ収集量302.8トンの活動実績となっています。

北九州支部では清掃地域を北九州市役所、小倉城、勝山公園、福岡法務局北九州支局周辺などで実施し、会員本人はもちろん補助者、家族の

方々も一緒に参加し秋晴れのなか北九州の街を楽しみながら、とても気持ちよく清掃活動ができました。

当日は福岡県土地家屋調査士会の法被を着用し広報活動も兼ねて活動しました。

そのほかにも他団体や子供、年配の方達も多く参加しており、北九州市の環境に対する高い意識と活動が感じ取れました。

来年以降も参加し、北九州市の街が少しでもきれいになり県内外の方からのイメージが少しでも良くなり、大人も子供もこの活動を通して環境問題等のことを考えるきっかけになればと思います。





社会貢献活動

第35回筑後川河川美化 「ノーポイ運動」に参加して

久留米支部 串田 達 治

「筑後平野の百万の生活の幸を 祈りながら川
は下る 有明の海へ…」

混声合唱曲「筑後川」の最終第5楽章『河口』
の歌詞の一部ですが、大学時代混声合唱団に所属
していたため、学生同士の交流会で何度も歌った
定番曲のひとつとして個人的にすごく思い出
があります。

四国出身の私がまさか10数年後にこの筑後川
の恩恵を受ける百万の民の中のひとりになるとは
当時夢にも思いませんでした。

現在私が所属する福岡県土地家屋調査士会
久留米支部は長年筑後川河川清掃活動に積極的

に関わっており、新型コロナウイルス感染拡大に
より令和2年度、3年度は中止となっていたこの
ボランティア活動が3年ぶりに開催されるという
ことで令和4年10月30日（日）に支部会員の
一人として「ノーポイ運動」に参加しました。

おだやかな秋晴れの朝9時から会員の家族を
含め総勢20名で作業をした結果、思ったよりたく
さんのゴミを集めることができ、日曜の朝から
清々しい気分になりました。来年以降もこの
筑後川の美化活動を支部会員の皆様と一緒に
続けていきたいと思えます。



新入会員の紹介



はやしだ しん

林田 真

登録番号 福岡 第2384号

入会年月日 令和4年2月1日

所属支部 東福岡支部

抱負・自己アピールなど

何十年ぶりかに新社会人になった様な感じ
です。

日々誠実に業務に励んでいます。どうぞご指導
ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



みやざき けいき

宮崎 桂樹

登録番号 福岡 第2386号

入会年月日 令和4年4月1日

所属支部 吉井支部

抱負・自己アピールなど

令和4年4月より新入会員として登録させていただきました宮崎と申します。

実力、経験ともに不足しておりますが、自身の不明
を忘れず精進していきたいと思っております。

ご指導ご鞭撻のほど、なにとぞよろしくお願いいたします。



つかもと まさる

塚本 優

登録番号 福岡 第2387号

入会年月日 令和4年4月1日

所属支部 久留米支部

抱負・自己アピールなど

様々な事案に対応できるように、日々
向上心をもって土地家屋調査士としての
知識や技術の向上を図ってまいります。



よしおか まこと

吉岡 誠

登録番号 福岡 第2388号

入会年月日 令和4年4月1日

所属支部 福岡中央支部

抱負・自己アピールなど

関わっていただいた全ての方に感謝の気持ち
を持ち、謙虚さを忘れずに精進していきます。
仕事を通じて社会に貢献し、たくさんの方々
に笑顔届けられるように全力で頑張ります。
よろしくお願いいたします！



おばた かずよし

小幡 和由

登録番号 福岡 第2389号

入会年月日 令和4年4月20日

所属支部 北九州支部

抱負・自己アピールなど

本年4月に入会いたしました小幡と申します。どうぞ
よろしくお願いいたします。

私は、法務局出身であり、表示関係に携わる期間が
長かったので、その経験を活かし業務に邁進し、使命
を果たしていきたいと思っております。今後ともど
うぞよろしくお願いいたします。



ひろわたり みな

廣渡 美奈

登録番号 福岡 第2390号

入会年月日 令和4年4月20日

所属支部 北九州支部

抱負・自己アピールなど

平成8年合格後行政機関に勤めておりま
した。経験未熟で、測量しては悩んでばかり、
力仕事は多くの道具に頼ってとまだまだです
が、精一杯努めていきたいと思っております。



新入会員の紹介



おがた こうじ
緒方 晃司

登録番号 福岡 第2391号

入会年月日 令和4年5月2日

所属支部 八女支部

抱負・自己アピールなど

毎日、実務の勉強と子育てに奮闘しています。改めて諸先輩方の偉大さを感じています。経験を積んで皆様に一步でも近づけるよう精進します。



まつした ちか
松下 千香

登録番号 福岡 第2392号

入会年月日 令和4年5月10日

所属支部 直方支部

抱負・自己アピールなど

経験が浅いため、常に頭をフル回転させて、悩み学びながら業務に励んでおります。諸先輩方のご指導ご鞭撻を受けながら成長していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。



かんだ としふみ
神田 敏史

登録番号 福岡 第2393号

入会年月日 令和4年5月20日

所属支部 福岡中央支部

抱負・自己アピールなど

まだまだ未熟ですが、常に初心を忘れずに精進します。大切な財産を取り扱うことを意識し、満足していただけるよう努力します。



うら ただき
浦 忠樹

登録番号 福岡 第2394号

入会年月日 令和4年5月20日

所属支部 西福岡支部

抱負・自己アピールなど

よろしくお願ひします。



こうら いちかつ
小浦 一豪

登録番号 福岡 第2395号

入会年月日 令和4年6月1日

所属支部 福岡中央支部

抱負・自己アピールなど

誠実、丁寧に業務を行うことを通して皆様に信頼いただける調査士になりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ致します。



ふるかわ けいた
古川 敬大

登録番号 福岡 第2396号

入会年月日 令和4年6月1日

所属支部 南福岡支部

抱負・自己アピールなど

諸先輩方が築かれてきた、社会的役割を積み重ねられるよう、自己研鑽に努め、精進してまいります。

新入会員の紹介



みやざき あやこ

宮崎 彩子

登録番号 福岡 第2397号

入会年月日 令和4年7月20日

所属支部 南福岡支部

抱負・自己アピールなど

最近は魚を捌くことに熱中しています。未熟者ですが、これから経験を積み、お客様に喜んで頂ける仕事出来るよう頑張ります。



くままる けんじ

熊丸 謙二

登録番号 福岡 第2398号

入会年月日 令和4年8月10日

所属支部 久留米支部

抱負・自己アピールなど

全くこの業界は未経験ですが、よろしくお願いたします。



なかしま ひろとき

中島 宏朗

登録番号 福岡 第2399号

入会年月日 令和4年8月10日

所属支部 久留米支部

抱負・自己アピールなど

経験も浅く未熟ではございますが、不動産という大切な財産に携わる専門家として、依頼者より信頼を頂けるよう努めて参ります。諸先輩方にはご指導ご鞭撻の程宜しくお願致します。



ちぐさ じょうじ

千草 條治

登録番号 福岡 第2400号

入会年月日 令和4年9月12日

所属支部 福岡中央支部

抱負・自己アピールなど

よろしくお願いたします。





補助者に関する届出等について

会員の補助者に関する使用届及び届出事項変更届、退職届、補助者証の期限切れについて、ご確認ください。手続きに必要な書類等は、県会ホームページをご覧ください。

県会ホームページ > 会員サイト > 各種ダウンロード > 届出・申請等 > [補助者関係](#)

(※ 調査士法人については [調査士法人関係](#) > [調査士法人関係一覧](#) > [法人の補助者関係](#))



ご確認ください。

有効期限は発行日から
5年間です！

補助者証の継続更新について

補助者規程の改正に伴い、補助者証の継続更新の手続きに変更があります。

詳しくは、県会ホームページの[補助者再交付申請書](#)に記載しています。

補助者証の更新は有効期限の3ヶ月前から手続きが出来ます。

- 県会主催の補助者研修会を受講されますと、「修了証」が発行されます。研修会修了証の添付がない場合、継続更新による補助者証の交付を行いません。
- 研修会修了証は、補助者単位で発行するものとし、複数の会員の補助者であった場合、その修了証が5年以内であれば、どの会員の更新に対しても有効とします。
- やむを得ず研修会の受講ができなかった補助者については、県会にて定期的開催するビデオ視聴会を受講することにより、研修会修了証の代わりとします。

<福岡県土地家屋調査士会ホームページ>

会員専用サイトへのログイン方法



図1 県会サイトTOPページ

1. 県会サイトトップページの左図の赤丸部分の①～③のいずれかをクリックします。



図2 ログイン認証画面

2. 図2のログイン認証画面が表示されますのでユーザー名とパスワードを入力しログインボタンをクリックします。

(ユーザー名とパスワードは、平成29年4月13日に福調発第27号にてお知らせしています。)



図3 会員サイトTOPページ

3. 認証成功後に図3の会員サイトTOPページが表示されます。

図3 会員サイトTOPページ

- キーワードから探す。
- カテゴリから探す。
 - ・会員向け更新情報
 - ・県会からの発信文書
 - ・スケジュール
 - ・各種ダウンロード
 - ・研修動画
 - ・資料センター
 - ・境界問題解決センターふくおか

4. スマホで閲覧する場合は、PC(パソコン)表示に切り替えて下さい。



県会からの発信文書

県会からの発信文書最新5件を掲載しています。全ての発信文書を見る場合は下記の「もっと見る」ボタンをクリックしてください。

2022年11月14日 福調発第556号地図混乱地域の把握調査についての協力依頼

別表

2022年11月10日 福調発第550号地籍問題研究会第33回定例研究会の開催について（ご通知）

2022年11月10日 福調発第549号オミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について

2022年11月9日 福調発第548号改正所有者不明土地法に関するガイドライン等の公表について（ご通知）

2022年11月9日 福調発第547号新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

カテゴリから資料を探す

カテゴリ一覧		
会則・規則・規程等	名簿	届出・申請等
調査士法人関係	土地家屋調査士登録証明書	職印証明
戸籍謄本等職務上請求書	研修会資料	支部関係
法務局関係	業務に必要な資料	オンライン申請
公共基準点	入札関係	官民境界
年計報告書	Legal Garden	専門学校関連
国民年金基金	研修関係	広報関係
財務関係	社会事業部関係	会議議事録
常任理事会資料	理事会資料	支部長会資料
正副会長会議	日調連関係	その他会議
その他		

会員向け更新情報

2022年10月3日 第1期年次研修の動画を掲載しました（会員×1→研修動画⇒第1期年次研修）

2022年8月1日 令和4年度第1回全体研修会の映像を掲載しました（会員×1→研修動画⇒R4第1回全体研修会）

2022年2月10日 令和3年度第2回全体研修会の映像を掲載しました（会員×1→研修動画⇒R3第2回全体研修会）

2021年11月30日 令和3年度第1回全体研修会(令和3年11月11日)の映像を掲載しました（会員×1→研修動画⇒R3第1回全体研修会）

2021年2月19日 令和2年度第3回全体研修会(令和3年2月19日)の映像を掲載しました（会員×1→研修動画⇒R2第3回全体研修会）

スケジュール

2022年11月15日
【専団連】第3回共同相談運営委員会

2022年11月15日
第6回常任理事会

2022年11月16日
筑紫支部研修会

2022年11月16日
第3回 飯塚支部評議委員会

2022年11月17日
令和4年度社会連携講座【第7回】西南学院大学

カレンダーを見る

会長会務日誌

令和3年度

- 11月15日 企業情報誌の業者との面談
25日 第2回支部長会議
- 12月 6日 福岡法務局との筆界特定に関する打合せ
総務部に関する打合せ
10日 福岡法務局との綱紀事件に関する打合せ
15日 第7回常任理事会
24日 第5回理事会
- 1月 7日 福岡法務局長への年末挨拶
第2回正副会長会議
第3回制度対策委員会
8日 第8回総務部会・第4回財務部会合同会議
第1回紛議の調停委員会
13日 第9回総務部会
新入会員の入会届受理時の面接
24日 第2回全体研修会の会長挨拶撮影
新入会員の入会届受理時の面接
28日 新入会員集合研修会（ご挨拶・講師）
- 2月 8日 第10回総務部会・第5回財務部会合同会議
J R九州施設部との打合せ
15日 第8回常任理事会
16日 銀行担当者向け研修会に関する意見
交換会（電子会議）
25日 第6回理事会
- 3月 2日 土地家屋調査士ADRセンター担当者
会同（日調連電子会議）
「新人実務体験研修」第1回講師選任委員会
3日 令和4年度九州ブロック協議会当番会
に関する第1回打合せ
9日 第11回総務部会・第6回財務部会合同会議
15日 第9回常任理事会
令和3年度の戸籍謄本等職務上請求書
使用簿の写しのチェックについて
16日 新入会員の入会届受理時の面接

- 22日 第10回広報部会
福岡法務局長の退官挨拶の対応
23日 新入会員の入会届受理時の面接
31日 福岡法務局首席登記官ほかの異動挨拶の対応

令和4年度

- 4月 5日 第1回総務部会
新入会員の入会届受理時の面接
8日 第1回九州ブロック協議会会長会議
9日 第1回九州ブロック協議会会長会議
12日 令和4年度予算調整会議
第1回常任理事会
15日 令和3年度期末監査
新入会員の入会届受理時の面接
19日 第1回理事会
21日 福岡県弁護士会新役員の新任挨拶の対応
22日 第81回定時総会議案書の最終校正
24日 第2回常任理事理事会及び議長等との
事務打合せ会
新入会員の入会届受理時の面接
26日 第81回定時総会議案書ゲラ刷り校正
新入会員の入会届受理時の面接
28日 令和4年度九州ブロック協議会当番会に
関する第2回打合せ
福岡法務局との表示に関する登記に
おける筆界確認情報の取扱いに関する
指針の打合せ会
- 5月 11日 新入会員の入会届受理時の面接
第81回定時総会に関するホテルとの打合せ
12日 新入会員の入会届受理時の面接
16日 新入会員の入会届受理時の面接
19日 令和4年度九州ブロック協議会当番会
に関する第3回打合せ
27日 第81回定時総会
- 6月 1日 第1回研修部会
「新人実務体験研修」第1回講師選任委員会
第1回社会事業部会
2日 第1回業務部会

- | | | | |
|-------|--|--------|------------------------------------|
| 4日 | 第2回九州ブロック協議会会長会議
九州ブロック協議会令和4年度定時総会 | 25日 | 「新人実務体験研修」第3回講師選任委員会 |
| 5日 | 九州ブロック協議会令和4年度定時総会 | 31日 | 令和4年度九州ブロック協議会当番会
に関する第4回打合せ |
| 6日 | 第1回広報部会 | | |
| 8日 | 第2回総務部会・第1回財務部会合同会議 | 9月 5日 | 福岡専門職団体連絡協議会第32回定期大会 |
| 15日 | 第3回常任理事会 | 6日 | 第4回総務部会 |
| 17日 | 第1回注意勧告理事会 | 10日 | 福岡県公嘱協会社員総会 |
| 21日 | 日調連第79回定時総会 | 16日 | 山口会主催「地券発行150周年」記念
特別講演会 |
| 22日 | 日調連第79回定時総会 | 20日 | 新入会員へ登録証の授与について |
| 23日 | 第3回制度対策委員会 | 24日 | 平野実氏旭日双光章受賞記念祝賀会 |
| 28日 | 第2回理事会
「新人実務体験研修」第2回講師選任委員会 | 30日 | 鹿児島会研修会(九ブ副会長として出席) |
| 7月 5日 | 第4回制度対策委員会
新入会員の入会届受理時の面接 | 10月 1日 | 鹿児島チャリティーゴルフ大会 |
| 7日 | 第3回総務部会 | 5日 | 九州防衛局業務課担当者の新任挨拶
第5回常任理事会 |
| 8日 | 令和3年度福岡専門職団体連絡協議会会長会 | 12日 | 第1回全国会長会議（日調連電子会議） |
| 11日 | 第1回中央地区支部長会議 | 14日 | 中間監査 |
| 13日 | あいち境界シンポジウム | 18日 | 第4回理事会
「新人実務体験研修」第4回講師選任委員会 |
| 15日 | 南部地区支部長会定期総会 | 22日 | 第4回九州ブロック協議会会長会議
九州ブロック協議会担当者会同 |
| 20日 | 会員に対する注意勧告告知 | 23日 | 第4回九州ブロック協議会会長会議
九州ブロック協議会担当者会同 |
| 25日 | 第1回全体研修会の会長挨拶撮影
土地家屋調査士賠償責任保険等の打合せ | 24日 | 九州ブロック協議会ゴルフ福岡大会 |
| 29日 | しずおか境界シンポジウム | 28日 | 福岡銀行飯塚支店研修内容説明会 |
| 8月 1日 | 新入会員の入会届受理時の面接 | | |
| 2日 | 新入会員へ登録証の授与について | 11月11日 | 北部地区支部長会議 |
| 3日 | 広報視察のため長崎会へ | 2日 | 第7回総務部会 |
| 5日 | 第3回九州ブロック協議会会長会議 | 5日 | 第2回専門研修会 |
| 10日 | 第4回総務部会・第2回財務部会合同会議 | 15日 | 第6回常任理事会 |
| 17日 | 第1回筆界調査委員推薦委員会
正副会長会議
第4回常任理事理事会 | 25日 | 第2回支部長会議 |
| 19日 | 新入会員へ登録証の授与について | 29日 | 第5回制度対策委員会 |
| 22日 | 福岡法務局との地図混乱地域の打合せ
について | | |
| 23日 | 福岡法務局と福岡県土地家屋調査士会
との事務連絡協議会 | | |
| 24日 | 新入会員へ登録証の授与について | | |
| 25日 | 第3回理事会 | | |

3D PCP 大規模点群高速編集ツール



Wing Earth

3次元計測も、成果作成も、1日で終わらせよう！

街区まとめて立面化

街区の点群のみを
スライス、グループ化
→ CADトレース

Wingneo[®] INFINITYと連携

立面・断面オルソ画像や
平面図編集、測量データなど
スムーズに連携

建築予定物件

3D CADデータや
平面図形の立体化

電線・電柱だけを 簡単にグループ化

3次元画面操作、抽出
機能が充実 グループごと
の表示が自在に

物件との高さ比較 地盤高比較

窓の高さ 視線の被り
地盤の凹凸変化を
計測ツールで簡単に

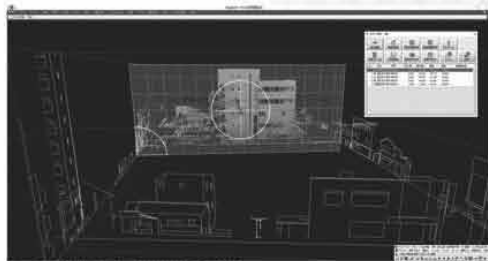
計測

取り込み

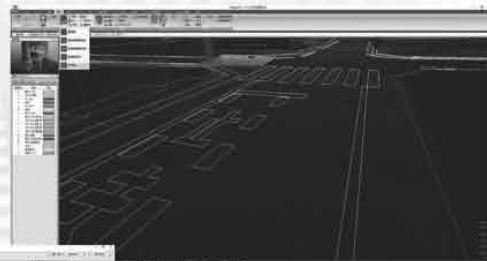
点群クリーニング

ノイズ除去 フィルタリング グループ分け

立面図作成



平面図作成



強力なスライス機能例

南側の建物のみ抽出
路面の上下 1m の点群だけ抜き出し
立面投影のスライス上にスナップ



平面図同時作成
立面図自動配置
調査図図式配置

体験版のお申し込み

WingEarth で検索
<http://wingearth.com/>

弊社営業担当までお気軽にご相談ください！



AISAN
TECHNOLOGY CO.,LTD.
<https://www.aisantec.co.jp/>

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目7番14号 ATビル
TEL 052-950-7500 (代表) 測量ソリューション事業本部
掲載情報に関するお問い合わせ 最寄りの営業所に繋がります。

TEL 0570-064-457

初学者向け 通信教育

午後の部 試験攻略のための 土地家屋調査士



特典!

本試験会場に持ち込める
必携の記述式用具付き!

- 縮尺定規「すいすい君 すらすらちゃん」
- 全円分度器

関数電卓 (CASIO fx-JP500対応) の
複素数モードの機能を完全に
修得できるメディア教材付き!

- 複素数で解く土地の
記述式問題 (全6問) (DVD)

新 最短合格講座

選べる3コース10タイプ ・DVDタイプ ・ダウンロードタイプ (MP4ファイル)

改正法にも
完全対応!!

～ ホームページでサンプル映像配信中! ～



レクチャー
内堀 博夫 本学院専任講師

注目! 東京法経学院はココがちがう!

7つのポイント

1 合格実績が違う!
他を圧倒した合格者を輩出
しています!

令和3年度土地家屋調査士試験
東京法経学院合格輩出実績
合格者404名中318名輩出
合格占有率78.7%

※公開模試や直前ファイル等の短期講座のみ
受講の方、書籍・教材のみ購入の方は含まれて
おりません。

2 講師陣が違う!
担当の内堀専任講師をはじめ、
講師陣の層の厚さが半端ない!

真の講義力は、受講生の反応をリアルタイム
で確認しながら進める対面授業(イン・パーソ
ン・クラス)によって身に付くものと考えており
ますが、担当の内堀専任講師は対面授業時間
数が1万時間を超えております。本講座では、
その対面授業で培った能力を十分に発揮して
いますので、安心して受講していただくことが
できます。近年合格した方を教壇に上げることは
ございません。

試験を知り尽くした講師陣が総力で、教材制作
や答案講座等の問題作成にあたっています。
試験傾向を徹底的に分析し、どのレベル、どの
角度からの問題にも対応できる良質の問題作
成に取り組んでいます。

3 テキスト・教材が違う!
入学しなければ入手できない、
講座専用完全オリジナル教材

本講座の学習に使用する教材の選択は、その後の
進行のすべてを左右する大切な部分です。本学院で
は、受験指導校としての実績をもとに合格に必要な
不可欠な知識を余すことなく網羅し発刊した、講座専
用の完全オリジナル教材「合格ノート」と「書式攻
略ノート」を使用いたします。本教材は非売品です
ので本講座に入学しなければ入手することはできま
せん。また答案練習講座(答練)に進級した際に使用
する解説書の【参照】欄には「合格ノート」の参照頁を
記載しておりますので、復習の際のムダな時間を大
幅にカットできるうえ、本試験直前の総まとめの場
面においても、爆発的な威力を発揮する、まさに合
格までのオールインワン教材となっております。

4 全コースに「過去問テキスト」がついてくる!
“平成年代”完全制覇!
昭和年代も重要問題はセレクトして収録!

資格試験において、過去問学習は必須項目です。
本学院の過去問集は昭和年代からの過去30年以
上の過去問を、常に最新の法令に準拠させ、受験
生の皆様にご提供しております。基礎力総合編にも
含まれています。

5 もちろん、複素数にも対応しています!
時間短縮に最適!

土地家屋調査士試験は、まさに時間との勝負と言
われる程、知識とテクニックが問われる試験といえま
す。複素数の修得はそれだけで有利になる計算テク
ニックなのです。

6 ダウンロード講義ファイルが扱いやすい!
(MP4ダウンロードタイプの方)
あらゆるシチュエーションに対応できる!

本学院のダウンロード講義ファイルは、オンラインでし
か見れないストリーミング配信とは異なり、一度ダウン
ロードしていただければ、あとはオフラインで視聴いた
だけます。USBメモリに入れて別のパソコンでの視聴は
もちろん、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末
でのオフライン視聴も可能ですからバケツ量を気にす
ることもありません。しかも削除されない限り、受講期間
終了後も視聴できるから安心です。

7 充実した答練講座がちがう!(総合コースの方)
試験を知り尽くした講師陣による炸裂!
的中続出の新作予想問題!

過去問は最良の学習教材であります。がしかし、過去問
が本試験に出題されることはありません。本学院の答案練
習講座(答練講座)は試験を知り尽くした講師陣によっ
て、徹底的に試験分析を行い、狙われるであろう論点を確
実に網羅できるよう、すべて新作問題を出題しています。
基礎力総合編の受講後は、答練講座をペースメーカーとす
ることで、毎回は本番をシミュレーションすることができ、自
然と合格レベルに達することが可能となります。

学費
(10%税込)

会長様の推薦状があれば、
特別減免学費でお申込み
できます。

土地家屋調査士 新・最短合格講座

基礎力総合編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 144,430円

基礎力総合編 / MP4映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 182,600円
- 特別減免学費 118,690円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL ★TEL. 03 (6228) 1453
★FAX. 03 (3266) 8018
★HP. <https://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカビル1階



資料請求



ICT技術の普段使いのご提案

Smooth Drive Control™ 搭載!
 新たなモーター制御技術でスムーズなプリズム追尾を実現!

- 世界最速! * 新制御超音波モーターダイレクトドライブ
- 世界最小! * 高い機動性を誇る超コンパクトなボディ
- 世界最軽量! * モータードライブTSながら5.7kgを実現



Geodetic Total Station
GT-1200/600 シリーズ

*モータードライブトータルステーションとして。2020年8月当社調べ

**マルチGNSSに対応し
 安定した測位機能を実現!**

- 226ch、複数の衛星と周波数に対応
- LongLink データコミュニケーション
- デジタル簡易無線内蔵 (Mタイプ)
- 4G セルラー通信モジュール内蔵 (Cタイプ)



GNSS受信機
HiPerVR

**レーザースキャナー搭載型
 トータルステーションが進化!**

- トータルステーション測量とレーザースキャナー計測が1台で可能
- 点群密度が従来機の2倍 (スーパーファインモード搭載)
- Wi-Fi モジュール搭載



Laser Scanner Total Station
GTL-1200 **1台2役!**

**高密度3D点群データによる
 面管理を実現!**

- 器械点・後視点法/後方交会法プログラム搭載
- 360°プリズムにも対応する長距離ターゲットスキャン
- 面精度が1mm (σ)に向上
- HDR撮影でくっきり3D点群データ生成



3D Laser Scanner
GLS-2200 シリーズ **CAPTURE REALITY**

株式会社 **水上洋行**

本社 〒812-0051
 北九州営業所 〒805-0061
 久留米営業所 〒839-0808

福岡市東区箱崎ふ頭 3-1-22
 北九州市八幡東区西本町 2-4-5
 久留米市東合川新町 7-44

TEL 092-641-2561 FAX 092-641-2487
 TEL 093-671-0436 FAX 093-671-2896
 TEL 0942-45-8560 FAX 0942-45-8460

株式会社 **トプコンソキア ポジショニングジャパン**

福岡オフィス
 〒812-0042 福岡市博多区豊 1-10-50 TEL 092-432-7295 FAX 092-432-7317

測量機器に関するご質問・ご相談

トプコン測量機器コールセンター 電話番号(フリーダイヤル) 0120-54-1199

受付時間 9:00~17:00
 (土・日・祝日・トプコン休業日は除く)

【新刊図書のご案内】

正しい地図の作成に欠かせない「唯一の」実務解説書



4訂版 表示登記にかかる各種図面・地図の作成と訂正の事例集

9年ぶりの改訂版!!

現 横浜地方方法務局港北出張所統括登記官(所長) 宇山 聡 著
2022年5月刊 A5判 296頁(予定) 定価3,300円(本体3,000円)

著者紹介

平成の地籍整備による草創期の地図作成及び筆界特定等の最前線の現場を担当。その後、東日本大震災直後の秋田地方方法務局本荘支局にて統括登記官として各種図面整理作業も担当しつつ、国土交通省との河川改修工事に伴う各種表示関連業務の調整や地籍調査事業へも積極的に携わる。水戸地方方法務局では総務課長補佐として筆界特定等の決裁にも関与、東京法務局においても、統括登記官として、表示に関する審査請求や訴訟案件などの複雑困難事案等を通じて、表示に関連する登記行政に継続的に関与。その後も、さいたま地方方法務局・横浜地方方法務局の次席登記官及び現職において、登記事務全般、審査請求や訴訟対応並びに地図作成や地図整備の統括責任者の立場に加えて、筆界特定登記官として、多くの筆界特定事案について適正かつ円滑な事件進捗管理に携わる。主な著書として『先例から読み解く！土地の表示に関する登記の実務』(共著・日本加除出版)がある。

- 4訂版では筆界特定制度についての項目を新たに追加。
- 実務目線で探しやすく、読みやすいよう構成立てを時系列(概説→実作業の順)に整理。
- 各種図面・地図の概要、不整合が生じた際の処理方法、具体的な訂正方法から申出書の記載方法までを、「114事例」で詳説。

【内容見本】

最新版では随所に「留意ポイント」を追加!

1 筆界線の記入訂正

(1) 当初から違っていた場合

ア 空白地となっている場合(市街地) (事例)

訂正前	訂正後

手続の方法 訂正の申出 申出人 所有者又は一般承継人

調査項目

- ① 国土台帳及び登記簿より、地籍の沿革、地積等を調査し、地籍の列等に整合性があるかどうか。
- ② 28番、29番が地籍内に存在しないか。
- ③ 図面等(地籍台帳等)で正しいか。
- ④ 固定資産税の課税状況等。
- ⑤ 地形や占有状況の実地調査を行う。

上記の調査により、28番、29番の位置が特定でき、筆界線が漏れていると認めれば訂正する。

留意ポイント

- ① 隣接地所有者及び利害関係人の証明書
- ② 市区町村保管図面(公図の縮本又は固定資産課税の図面)
- ③ 地籍調査票
- ④ 土地所在図
- ⑤ 図有財産でないことの証明
- ⑥ その他参考資料

備考 当初から地籍が漏れていることは少ないと思われるので、位置の特定については、特に慎重な取扱いが必要である。

(イ) 形状が著しく相違している場合 (事例18)

既に備え付けられている地籍調査図	新たな分筆登記申請書に添付された地籍調査図
(A図)	(B図)

(結論) 直ちに受理することは相当ではない。

(説明) 現行法施行後は、B図は登録台帳事項であり、28番も登録した上で、A図との検証等の結果、境界線等が移動した可能性が認められる事例であるが、境界線等が移動していない事実が認められ、図面及び地籍が併存する範囲内にある場合は、A図を訂正する必要はなく、受理できるものとする。

なお、境界線等がない場合は、A図の復元によるべきであり、可能な限り筆界が移動しない事実について隣接地所有者の確認を求めた上で、作成するのが相当である。

ただし、境界線等が移動した事実が認められる場合は、回復位置をもって、筆界とは認められないため、受理されない。

また、A図の復元検証に当たっては、道路確定協議等により、道路幅との筆界を照準することのないよう、十分注意する必要がある。

おとて、公図の形状がB図と著しく相違する場合は、分筆登記申請の前接として地図訂正の申出を要する可能性がある。

第5 地図訂正の事例についての可否の検討

法第14条第1項に基づき、登記所に備え付けられた地図及び法14条第4項に基づく地図に準ずる図面について、「地図に誤りがある場合」には、これを訂正して復原を回復する必要がある。しかし、いかなる場合でも単に復原に符合させることで問題が解決するものではない。

事案を、一つひとつよく見極めた上で、費他者代理人としては、依頼の受諾判断をし、登記官としては受理判断をしなければならない。そこで、以下(事例36)から(事例99)までの56個の事例を掲げたが、これは方向性を示したものであり実務上の取扱いについては、なお慎重に判断願いたい。

留意ポイント

範囲及び各画における留意ポイントと重複する部分もあるが、地図訂正の事例についての可否を検討するに当たっては、地図訂正の対象となる地図等の原因を調査し、原因によっては、そもそも地図訂正の対象事案でない場合もあり、対象事案であったとしても、訂正の申出若しくは職務発動を促すための申出に該当するか、地籍調査実施地区における修正申出に該当するか、いずれにせよ土地の筆界を明らかにする専門家である土地家屋調査士による十分な事前調査及び検討が期待される。

特に、地図等における「空白地」については、地籍未設定地か地籍未登記地であるのか、畦畔や水路等若しくは境界であるのか等、地籍改正時点まで遡らなければ検討の入り口にする上、正しいこととなるため、重ねて十分な資料収集等が肝要である。

現図面と新図面、訂正前と訂正後の図面の差異を分かりやすく対比させ、事案を処理する際の考え方や調査項目等についても詳細に解説。

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061(営業部)
www.kajo.co.jp ツイッターID:@nihonkajo

こちらからご注文
いただけます!



全国の土地家屋調査士の業務を、 ソフトウェアで幅広くサポートしています。



30日
無料体験版
あります！



測量CADシステム【トレンドワン】

TREND-ONE (トレンドワン) は、強力な64bitアプリケーションの測量CADシステム。公共測量や土地家屋調査士業務で必要とされる各種計算や作図機能などを備えており、国内シェアNo.1の測量CADです。



土地家屋調査士業務支援システム【トレンドレックス】



TREND REX (トレンドレックス) は、不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成 (登記申請書・委任状・不動産調査報告書等) から、事件管理・顧客管理・立会の管理といった一連の調査士業務を支援します。

二つのシステムが連携し、土地家屋調査士業務を効率化します。

受託・事件管理

情報収集

調査・測量・図面作成

書面作成

調査報告書

登記申請書

オンライン申請

報酬額計算

さらに！公図などの資料と、現況の点群をCAD上で重ねて活用！

ドローン等で取得した点群データを取り込み、ストレスなく編集ができる3D点群処理システムTREND-POINT (トレンドポイント)。TREND-ONEとの連携で「重ね図」にも活用できます。



3D点群処理システム【トレンドポイント】



福井コンピュータ株式会社

九州営業所 / 福岡市博多区博多駅東2-2-13 博多駅前ビル3F

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・さいたま・千葉・東京・川崎・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・別府・宮崎・鹿児島・那覇

●製品情報・カタログ請求・各種お問い合わせは

【福井コンピュータグループ総合案内】

0570-039-291

福井コンピュータ

<https://const.fukuicompu.co.jp>

がん保険にできることを、 もっと。

No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号



1 幅広い保障で
経済的負担をサポート

治療前の検査から治療後の外見ケアまで
幅広い保障でしっかり備えることができます。

2 付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*1)>
(2023年1月23日サービス提供開始予定)
アフラックのよりそうがん相談サポーターが
さまざまな悩みの解決をサポート

「がんかもしれない」と思ったときから
専門知識を持つ相談員が親身にお応えします。

(*1) アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>)をご確認ください。

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

株式会社アンシン商会

☎0120-5432-99 FAX 092-512-1486

〒815-0037 福岡市南区玉川町1-22

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック

福岡総合支社

〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉1-2-25

キャナルシティビジネスセンタービル10F

Tel.092-281-6716 Fax.092-281-7361

AFツール-2022-0197-2210004 7月5日

新年 明けまして おめでとうございます 本年もよろしくお願ひいたします

JIS
表示認証
取得工場
JIS B 7914-2
TC0810002

測量用材メーカー
株式会社 カクマル
<http://www.kakumaru.jp>

充電ハンマードリル

EZ7881

新搭載

集じん
システム

低振動
制振機構



圧倒的なパワーで連続作業に強い！
集じんシステムにクリーン廃棄の高性能
「HEPA フィルター」新搭載。
現場で際立つ「赤」も新登場。

EZ7881PC2V-B 黒 集じんシステム付き
EZ7881PC2V-R 赤 190,300円 税込

EZ7881PC2S-B 黒 集じんシステムなし
EZ7881PC2S-R 赤 168,300円 税込

- 本 社：〒814-0104 福岡市城南区別府3丁目17-17
TEL 092-851-5656 FAX 092-831-8405
- 東京営業所：〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-19-25
TEL 03-6206-8311 FAX 03-6206-8312
- 大分営業所：〒877-0082 大分県日田市渡里74-1
TEL 0973-24-9782 FAX 0973-22-9300

明けましておめでとうございます。

今年も良い年となりますようご祈念申し上げます。

日本土地家屋調査士連合会様のご尽力で作成された「ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」の利用により、GNSS測量機の利便性が向上いたしました。ニコン・トリムブルは、「登記多角点観測プログラム」にてGNSS測量をサポート致します。何卒、宜しくお願い致します。

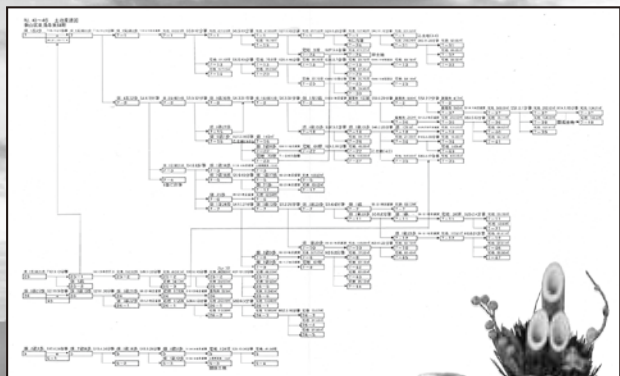
株式会社 **ニコン・トリムブル**
 福岡市博多区竹下 5 丁目 8 番 35 号
 Tel 092-482-8668 Fax 092-482-8662

表示登記申請システム

大好評! 土地変遷(沿革)図

- 明治初期～現在までの土地の変遷を辿れます!
- 分合筆、地目、地積、所有者を自由に登録!
- 登記情報を取り込み、図を自動で作成!

取得した登記情報をもとに土地の沿革図(分筆や合筆によって変更された情報)を作成します。
 閉鎖した情報(書面の登記情報)を追加する場合にも入力補助を用意しているので、迷うことなく入力、簡単に作成できます。



オプション
- CADシステム
- 請求・入金システム 土地家屋調査士版

電子帳簿保存法
 改正に対応

〳期間限定〵
キャンペーン実施中!
 迄 2023年3月31日 まで

タイプA		タイプB		タイプC		タイプD		タイプE
表示登記 + CAD + 請求入金 申請システム + 決済処理システム		表示登記 + CAD 申請システム		表示登記申請システム		表示登記 + 請求入金 申請システム + 決済処理システム		請求入金 決済処理システム
一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入
¥458,000	月額¥8,400	¥398,000	月額¥7,300	¥218,000	月額¥4,100	¥278,000	月額¥5,200	¥60,000

表記はすべてスタンダードアロンの価格です。ネットワーク版をご希望の場合は別途お問い合わせください。全て税抜価格となります。

bbc 株式会社ビービーシー

www.bbcinc.co.jp
 表示登記申請システム 検索

TEL. 03-5909-5772
 東京都新宿区西新宿 6-6-1 新宿アイランドタワー 6 階

東京本社 大阪 名古屋 福岡 札幌 仙台 高松 広島

KOKUSEN |

教育訓練給付「専門実践教育訓練」

教育訓練費用の最大 70% を給付

教育訓練給付金制度

専門実践教育訓練給付金

一定期間雇用保険に加入している方が、学校に支払った**授業料 実習費 教材費 入学金**に対して費用の50% (上限40万円)の給付を受けることができる制度です。資格取得・就職した場合には、費用の20%追加(合計の上限56万円)の給付を受けとることができます。

※教育訓練給付金制度を利用する方は訓練開始日の1か月前までに手続きが必要です。

さらに 教育訓練支援給付金を受け取る事ができます。

詳しくは厚生労働省ホームページの教育訓練給付金制度でご確認ください。当校または最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

測量士・測量士補国家資格取得

取得資格	測量士補(国家試験免除)	卒業と同時に資格取得
	測量士(国家試験免除)	実務経験2年以上で資格取得。入学前の実務経験により卒業時取得可能(要書類審査)
取得受験資格	土地家屋調査士	第2次試験(平面測量・作図)が免除
	地理空間情報専門技術者 基準点測量(2級)B課程	卒業後(測量士補)実務経験2年以上で受験可能



国土交通大臣登録

学校法人 **福岡国土建設専門学校**

〒812-0887 福岡市博多区三ツ木2丁目7-8 TEL:092-501-3261 FAX:092-502-0210

URL <http://www.kokusen.ac.jp>

今年もよろしく
お願い申し上げます



受付

まずはお電話を!!

センターをご利用の前に、
福岡県土地家屋調査士会などによる
無料相談会をご案内します。

福岡県土地家屋調査士会
境界問題解決センターふくおか

ADR
Boundary Line Center Fukuoka

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴三丁目3番4号 ライフピア舞鶴201号

TEL (092) 741-5884

FAX (092) 731-5202

URL: <http://adr.fukuoka-chousashi.or.jp/>

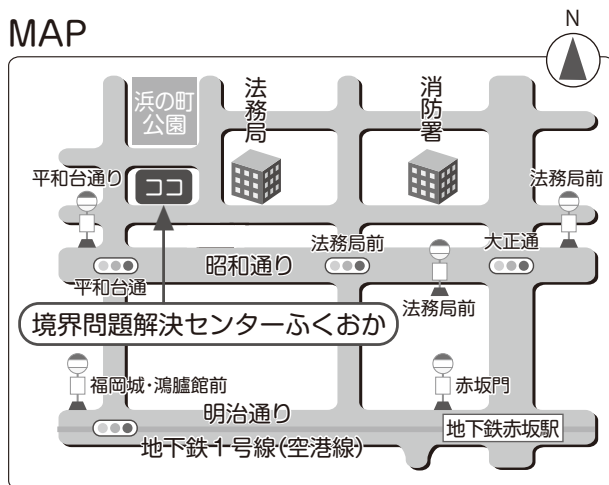


かけっサポート

認証紛争解決サービス

認定番号 第168号
法務大臣認証取得

MAP



編集後記

会報を冊子としてまとめるため、多くの皆様方の支援があってようやく完成することができました。そして、令和5年1月に会員皆様へこの会報を送ることができ、とても嬉しく感じています。ぜひご一読いただき福岡会の声を感じていただくと幸いです。

広報事業に携わり、伝えることの大切さ、難しさを実感しています。会報は会員皆様ひとりひとりの声を聞き、さらにひとりひとりの声を発信することができる貴重な場所です。これからも会報発刊事業を続けて行きたたく望みます。

広報部長 野田 馨



境界
紛争

ゼロ
宣言

発行所

福岡県土地家屋調査士会

福岡市中央区舞鶴3丁目3-4ライフピア舞鶴201 TEL(092)741-5780 FAX(092)731-5202
www.fukuoka-chousashi.or.jp E-mail info@fukuoka-chousashi.or.jp

印刷 / 秀英社印刷株式会社 福岡県筑紫野市武蔵3-2-6 TEL(092)923-3154